

大分類「A - 管理的職業従事者」、「F - 保安職業従事者」
「G - 農林漁業作業者」、「I - 輸送・定置・建設機械運転従事者」
「J - 建設・採掘作業者」の設定の考え方及び主な改定点について

1 大分類「A - 管理的職業従事者」

【大分類の考え方】

- ・ 生産や販売の現場ではなく、オフィスにおいて、専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。

【主な改定点】

- ・ 特になし。

【検討過程における主な意見】

日本の管理職はプレーイングマネージャーであり、管理職に特化した職種はほとんどない。

分類基準として職務権限を用いることにすれば、管理職をうまく抽出できるのではないか。

日本標準職業分類では、管理的公務員を小分類レベルで国家公務員と地方公務員とに分けているが、分ける必要性が乏しい。また、中分類レベルで管理的公務員と会社・団体等管理職員と区分する必要性は乏しいように思われる。

日本標準職業分類は公務員、会社員等の区分により管理職を分類しているが、国際標準職業分類は産業を中心に管理的職業を分類している。

管理職員について、どのような仕事の管理を行っているかという観点から分類項目を設定できないかという意見もあるが、実査での把握が困難であるという実状も踏まえ、現状を踏襲することとする。

管理職を分類するに当たっては、機能で分ける方法とスキルで分ける方法との二つの切り口が考えられるが、管理職特有のスキルを判断することは困難である。

2 大分類「F - 保安職業従事者」

【大分類の考え方】

- ・ 警察、消防、自衛隊、刑務官、警備員など、官民を問わず人の生命・財産を保全するものが分類される。

【主な改定点】

- ・ 特になし

3 大分類「G - 農林漁業作業者」

【大分類の考え方】

- ・ 農林水産業は比較的小規模な経営体が多く、仕事の形態も、分業化は進展しておらず、多くの場合、個人が生産プロセス全般を担うことから、本大分類は産業分類的な視点を残し、農林水産業に従事するものとした。
- ・ 国際標準職業分類でも、大分類「6 Skilled agricultural, forestry and fishery workers」が設定されている。

【主な改定点】

- ・ 特になし

【検討過程における主な意見】

ISCOでは、農業や漁業に係る熟練作業者と単純作業の従事者について大分類を別にして分類しているが、これは途上国などで単純作業者を分類する必要があることに対応したものであり、日本標準職業分類ではこれらを区分することは難しいと思われる。

4 大分類「I - 輸送・定置・建設機械運転従事者」

【大分類の考え方】

- ・ 現行の大分類「運輸通信」及び大分類「I 生産工程・労務作業」の亜大分類「定置機関運転・建設機械運転・電気作業」から、運転・操作作業に従事するものを分離・統合した。
- ・ 国際標準職業分類でも、大分類「8 Plant and machine operators, and assemblers」に、中分類「Stationary plant and machine operators」と「Drivers and mobile plant operators」が設定されている。

5 大分類「J - 建設・採掘作業」

【大分類の考え方】

- ・ 現行大分類「I 生産工程・労務作業」の亜大分類「I - 3 採掘・建設・労務作業」から、採掘及び建設の仕事をしているものを分離して設定。